

## 令和5年度長野県本人確認情報保護審議会 会議録（要旨）

1 日 時 令和6年3月12日（火）10時30分～

2 場 所 オンライン開催

3 出席者

委員 柳澤修嗣委員、有吉美知子委員、向井はる香委員、松尾嘉亮委員

長野県 清水裕之企画振興部長、平林正枝市町村課長

山川晃デジタルインフラ整備室長

4 議事録（要旨）

議事1 本人確認情報の県事務利用状況について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容を了承

議事2 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容及び県のセキュリティ対策を了承

その他1 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明

その他2 住民基本台帳法の改正に伴う県の対応について

○事務局から資料に基づき説明

【閉会】

# 長野県本人確認情報保護審議会 次第

日時 令和6年3月12日（火）10時30分～

（オンライン開催）

西庁舎 テレビ会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- （1）本人確認情報の県事務利用状況について
- （2）県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

## 3 その他

- （1）市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- （2）住民基本台帳法の改正に伴う県の対応について

## 4 閉 会

### 配付資料

資料1 本人確認情報の県事務利用状況について

資料2 県の住民基本台帳ネットワークセキュリティ対策（監査報告）について

資料3 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

資料4 住民基本台帳法の改正に伴う県の対応について

参考資料 審議会概要

## 長野県本人確認情報保護審議会委員 名簿

(任期 令和4年3月15日 ～ 令和6年3月14日)

(敬称略)

区 分	氏 名	職 業 等	備 考
個人情報 の保護に関し 識見を有す る者	柳澤 修嗣	弁護士	会長
	有吉 美知子	弁護士	
情報通信技 術の利用に 関し識見を 有する者	和崎 克己	信州大学 工学部教授	欠席
	向井 はる香	PwC Japan有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス部 公認情報システム監査人	
関係市町村 等の職員	木下 岳士	駒ヶ根市市民課長	欠席
	松尾 嘉亮	大桑村住民課長	

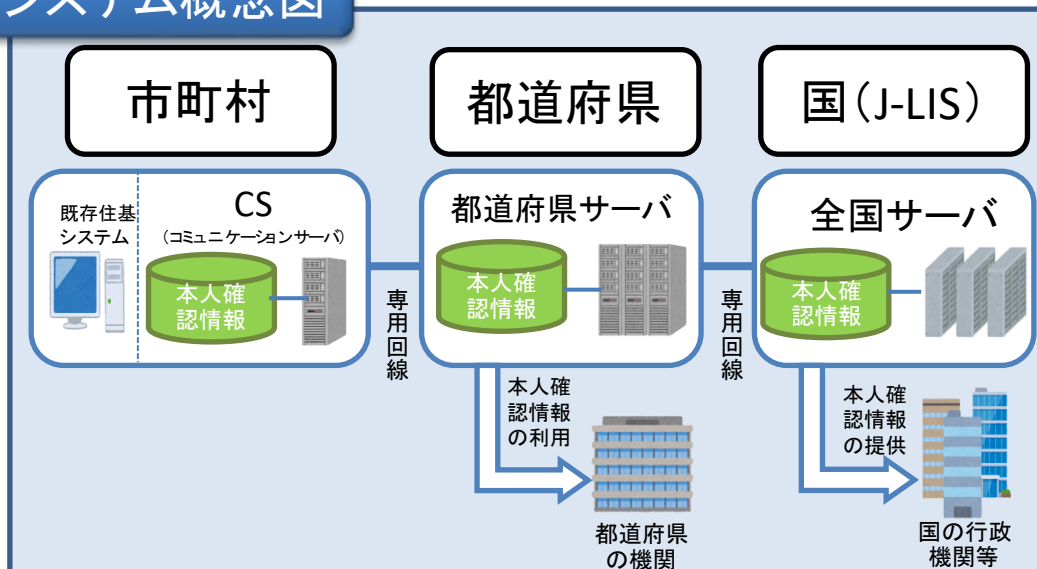
資料 1	長野県本人確認情報保護審議会
	令和6年3月12日

## 本人確認情報の県事務利用状況について

# 住民基本台帳ネットワークシステムについて

- 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)とは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム
  - 市町村長は都道府県知事へ、都道府県知事は地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」)へ本人確認情報(※)を通知し、各団体のサーバに本人確認情報を保管することにより実現
    - ※本人確認情報:氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード、旧氏及びこれらの変更情報
- 住基ネットを構築することにより実現可能となった事項
  - ① 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理
    - 住民票の写しの広域交付や従来の紙による通知から電子による通知が可能に
  - ② 法令等で定める事務に関して、国の行政機関や地方公共団体の執行機関等へ本人確認情報を提供
    - 行政手続きにおける住民票の写し等の提出が不要に(例)パスポート申請時の添付、年金現況届の提出
  - ③ マイナンバーカードの活用
    - 電子証明書をマイナンバーカードに格納することによりオンラインでの申請が可能に(例)e-Tax、マイナポータル

## システム概念図



## 【法令等で定める事務の区分と本人確認情報の提供元】

事務利用の区分	提供を受ける機関	提供元	
法定事務 (住民基本台帳法別表で規定)	別表1	国の行政機関等	全国サーバ
	別表2	市町村	全国サーバ
	別表3	都道府県	全国サーバ(※)
	別表4	市町村	全国サーバ(※)
	別表5	都道府県	自都道府県サーバ
	別表6	都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ
条例事務 (都道府県条例で規定)	都道府県知事及び都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ	

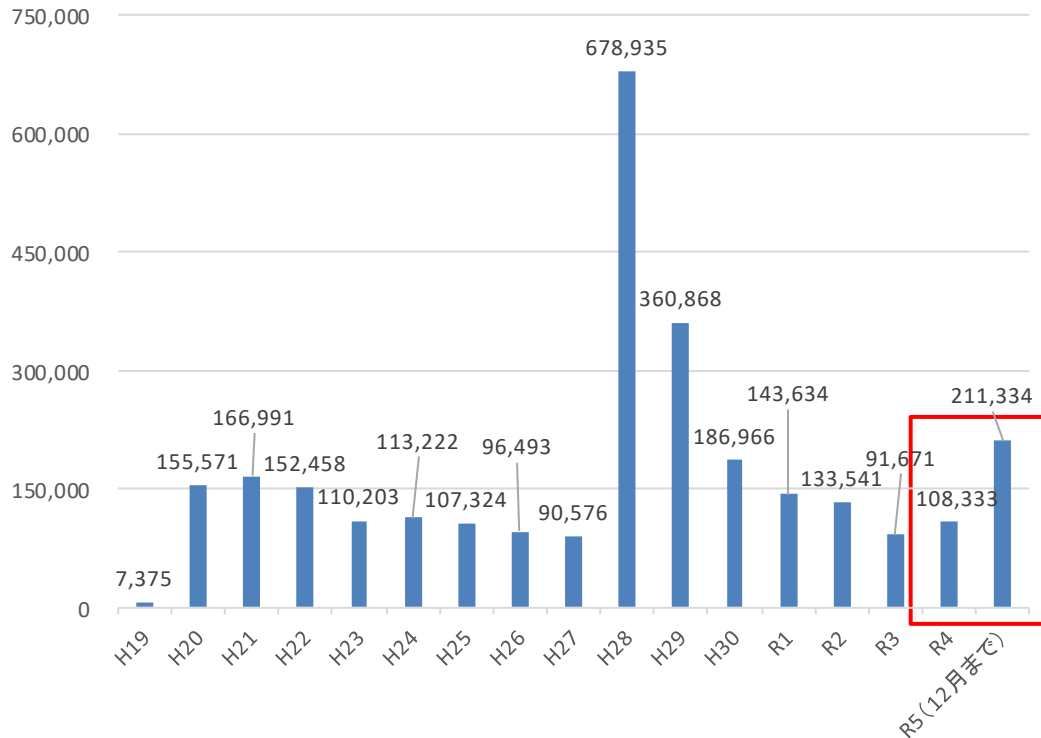
本県のサーバを利用する事務の範囲

※他の都道府県住民の本人確認情報の提供を受ける場合に限る。

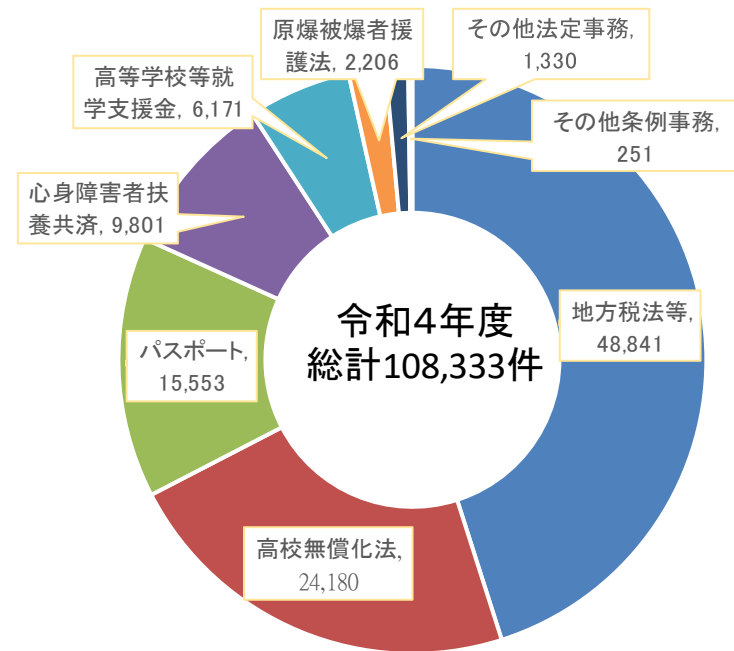
# 本人確認情報の県事務利用状況について

- 現在、本県では「住民基本台帳法」及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」に基づき、48の事務について住民基本台帳ネットワークを活用
- 令和4年度は、旅券法に係る事務利用が増加(R3:約5千件→R4:約1.5万件)するなどにより、事務利用件数は延べ108,333件となり、令和3年度より約1.5万件増加
- 令和5年度は、マイナンバー情報総点検に伴う身体障害者福祉法等に係る事務が増加(R4:0件→R5:約11.4万件)したことにより、12月までの事務利用件数は延べ211,334件となっている(同月時点で令和4年度の件数を約10万件上回る)

【住基ネット利用件数の推移(H19～R5)】



【住基ネット利用件数の種別構成(R4)】



※利用件数は別表5及び6、条例事務に関するものを集計している。

# (参考) 本人確認情報の利用状況詳細 (令和4年度)

法定事務(33事務)	利用事務の概要	担当課	利用件数
	法定事務計		98,281
恩給法	退職年金給付の際の受給者の住所確認、生存確認	職員課	373
地方税法等	納税義務者所在調査、滞納者所在調査等の住所確認	税務課	48,841
消防法	危険物取扱者免状、消防設備士免状交付申請の際の本人確認	消防課	7
旅券法	旅券の発給等の申請の際の本人確認	多文化共生・パスポート室 各地域振興局	15,553
原爆被爆者援護法	医療特別手当等手当給付の際の受給者の住所確認、生存確認	地域福祉課	2,206
電気工事士法	電気工事士免状交付申請等の際の本人確認	産業技術課	910
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許の交付申請等の際の本人確認	建築住宅課	13
旅行業法	旅行業の登録申請等の際の本人確認	山岳高原観光課	12
通訳案内士法	通訳案内士の登録申請等の際の本人確認	国際観光推進室	10
不動産鑑定評価法	不動産鑑定業者の登録申請等の際の本人確認	総合政策課	1
建築士法	建築士の届出等の際の本人確認	建築住宅課	2
住宅宿泊事業法	民泊の届け出をした者の実在確認	食品・生活衛生課	2
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の届け出をした者の実在確認	広報・共創推進課	令和5年度から利用
水道法	水道事業者の届出等の際の本人確認	水道事業課	令和5年度から利用
感染症予防法	入院の勧告・措置事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
難病法	特定医療費の支給事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
児童福祉法	養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給等	子ども・家庭課 保健・疾病対策課 障がい者支援課	0
児童扶養手当法	児童扶養手当の支給事務に係る本人確認	子ども・家庭課	0
母子父子寡婦福祉法	資金の貸付け、給付金の支給事務に係る本人確認	子ども・家庭課	0
生活保護法	保護の決定・実施事務に係る本人確認	地域福祉課	0
身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付事務に係る本人確認	障がい者支援課	0
精神保健福祉法	精神障害者保健福祉手帳交付事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給事務に係る本人確認	障がい者支援課	0
障害自立支援法	自立支援給付の支給事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
中国残留邦人等自立支援法	支援給付の支給、配偶者支援金の支給事務に係る本人確認	地域福祉課	0
公営住宅法	公営住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
住宅地区改良法	改良住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
特別支援学校就学奨励法	特別支援学校への就学のための経費支弁事務等に係る本人確認	教育委員会 (特別支援教育課)	0
高校無償化法	就学支援金の支給事務に係る本人確認	教育委員会 (高校教育課)	24,180
高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金の支給事務に係る本人確認	私学振興課	6,171
児童手当法	児童手当の支給に係る本人確認	総務事務課	0
労働施策総合推進法	職業転換給付金の支給状況の登録	産業人材育成課	0
知的障害者福祉法	知的障害者の判定のための本人確認	障がい者支援課	令和4年度まで実績なし

条例事務(15事務)	利用事務の概要	担当課	利用件数
	条例事務計		10,052
退職年金の給付	受給者の住所確認、生存確認	職員課	109
心身障害者扶養共済年金の支給	年金受給権者の住所確認、生存確認	障がい者支援課	9,801
国有農地等の管理及び処分	国有農地の旧所有者の所在調査等の際の住所確認	農業政策課	0
高等学校等奨学金等の返還	連帯保証人・返還義務者の所在調査等の際の住所確認	教育委員会 (高校教育課)	0
放置違反金等の徴収	納付義務者の所在調査等の際の住所確認	公安委員会 (交通指導課)	0
住民監査請求に関する事務	住民監査請求人の本人確認	監査委員 (監査委員事務局)	142
生活に困窮する外国人の保護	外国人住民の住所確認、個人番号確認	地域福祉課	0
公立高校授業料の減免	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
公立高校奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
公立高校学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
私立高校授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立高校被災生徒授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立高校等奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立高校等学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0

<b>総計(法定事務+条例事務)</b>	<b>108,333</b>
----------------------	----------------

## 1. 概要

- マイナンバー情報総点検では、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った（6月マイナンバー情報総点検本部を設置）。（健康保険証、共済年金、公金受取口座の事務については、先行して点検を行ってきた）
- 紐付け方法の調査結果を踏まえ、332の自治体と労基署1署において、原則11月末までに個別データの点検を行い、紐付け誤りが判明した場合は修正するといった対応を実施し、紐付け誤りを可能な限り解消してきた。
- 全体の点検対象件数：8,208万件。

## 2. 総点検で判明した紐付け誤り

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
健康保険証情報※1	1,571万件	1,142件	0.007%
共済年金情報	507万件	119件	0.002%
公金受取口座情報	5,622万件	1,186件	0.002%
所得・個人住民税情報	7,789件	4件	0.051%
障害支援区分認定情報	2,325件	1件	0.043%
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	157,763件	152件	0.096%
障害福祉サービス受給者証情報	2,895件	6件	0.207%

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
生活保護情報	62,351件	22件	0.035%
障害者手帳情報	480万件	5,689件	0.119%
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	4,625件	7件	0.151%
難病患者に対する特定医療費の支給情報	37,820件	66件	0.175%
労働者災害補償給付情報※2	263件	1件	0.380%
その他（12事務）	6,089件	0件	—
<b>合計</b>	<b>8,208万件</b>	<b>8,395件</b>	<b>0.010%</b>

- ※1 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、住民基本台帳情報との突合を11月までに実施、完了。現在、保険者等による確認を実施中。
- ※2 点検対象機関である鳴門署以外の労基署についても確認作業を行い、3件の紐付け誤りを確認。

## 3. 再発防止対策

紐付け誤りの主な原因	原因に対応した対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーの提出がなく、2情報で住基ネット照会した際に複数人のマイナンバーが該当した場合の紐付け誤り</li> <li>申請書にマイナンバーの記載誤り</li> <li>本人と家族のマイナンバーの取り違い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する<b>省令等改正</b>（9月）</li> <li>①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②提供されたマイナンバーの真正性の確認、③住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを明記した「<b>マイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン</b>」の策定（10月）</li> <li>原則4情報でのマイナンバー照会以外は回答不可とする<b>J-LISの照会システム改修</b>（12月）</li> </ul>

（※）更なる再発防止対策として、以下の取組を実施。

- 本人確認の際にマイナンバーの真正性の確認を行うといった、**通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底**
- マイナンバーカードからマイナンバーをデジタルな方法で読み取る方法の普及による**マイナンバー登録事務のデジタル化**
- 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関・制度所管省庁・デジタル庁で情報共有し、直ちにデータ修正するための**デジタル庁を司令塔とする組織横断体制の構築**（7月）



資料 2	長野県本人確認情報保護審議会
	令和6年3月12日

# 県の住民基本台帳ネットワークシステム セキュリティ対策（監査報告）について

# 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について

- 住基ネットの適切な利用を担保するため、「制度・技術・運用」の3つの側面からセキュリティ対策を実施

## 制度面

- 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- 職員の秘密保持義務
- 「本人確認情報」の提供先の制限
- 「本人確認情報」の利用事務を限定

住民基本台帳法で規定

## 技術面

- 専用回線の利用
- ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- 操作者認証に生体認証（静脈認証）を導入

## 運用面

- 職員教育の徹底（セキュリティ対策の周知・徹底）  
住基ネットを利用する新規担当職員を対象とした研修会の実施
- 業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策  
業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- 物理的なセキュリティ対策  
入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- システム管理に関するセキュリティ対策  
USB、ドキュメント（書類）及び住基ネット利用履歴の徹底管理
- 委託業者の管理  
契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視



対策が適切に機能しているかを、「自己点検」「内部監査」「外部監査」によりチェック

# 令和5年度住民基本台帳ネットワーク監査について

- 事務利用機関の住基ネットの適正な運用を図るため、セキュリティ責任者(市町村課長)が監査を実施
- 監査の実施に当たっては、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者(デジタルインフラ整備室長)が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認

## 【監査の実施方法】

事務利用機関等(県庁内各課、地域振興局)が自ら行う「自己点検」、内部監査人が行う「内部監査」、外部監査人が行う「外部監査」の3種を実施

区分	内容	実施時期	監査人	対象機関
自己点検 (H20から実施)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務利用機関(36機関) 県庁各課及び地域振興局総務管理課</li> <li>・運用機関(2機関) 市町村課、デジタルインフラ整備室</li> </ul>
内部監査 (H20から実施)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関あたり 3年に1回	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務利用機関(36機関)</li> </ul>
外部監査 (H21から実施)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する		一定の資格・能力を有する監査人	

# 監査結果について

## 【令和5年度監査結果】

区分	実施機関	監査人	監査結果等 (3点満点)
自己点検 (R5.4~R5.9)	事務利用機関、運用機関(36機関)	各機関責任者	2.97点
内部監査 (R5.12~R6.1)	消防課、職員課、広報・共創推進課、地域福祉課、 国際観光推進室、公営住宅室、水道事業課、諏訪 地域振興局、南信州地域振興局 (9機関)	市町村課 デジタルインフラ整備室	2.98点
外部監査 (R5.2)	建築住宅課、木曾地域振興局(2機関)	外部監査人 ((株)インテック)	2.94点

## 【監査での指摘事項と対応案】

- 本人確認情報の不適切な利用はなかったものの、次のとおり住基ネットの管理・運用に関する事務手続きに不備あり。
  - (内部監査)
    - ・管理帳票(磁気ディスク管理簿やドキュメント管理簿)を作成していなかった。(県庁:2機関)
    - ・「住基ネットセキュリティ対策確認表」に基づく確認が実施されていなかった。(県庁:1機関)
  - (外部監査)
    - ・管理帳票の作成(または記載)をしていなかった。(県庁及び地域振興局:2機関)
    - ・マニュアルにシステムへのログインパスワードを記載していた。(県庁:1機関)
    - ・退職者の操作IDが削除されていなかった。(地域振興局:1機関)

監査での指摘事項については、全事務利用機関に周知するとともに、毎年度当初に実施している担当者研修会においても共有し、住基ネットの適切な運用を図る。

# 令和6年度住民基本台帳ネットワーク監査の実施について（案）

## 【基本的な考え方】

1. 全ての事務利用機関を対象に、自己点検を年1回実施する。
2. 全ての事務利用機関を対象に、内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。
3. 新規事務利用機関については、利用開始年度に内部監査を実施する。

## 【令和6年度の監査について】

第6期監査(R5～R7の3年間)においても、上記基本的な考え方に基づき、全ての事務利用機関を対象に内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。

## （令和6年度監査計画）

	監査人	対象機関
内部監査	市町村課、デジタルインフラ整備室職員	税務課、総務事務課、保健・疾病対策課、障がい者支援課、産業技術課、産業人材育成課、高校教育課、特別支援教育課、上伊那地域振興局、北信地域振興局(10機関)
外部監査	一定の資格・能力を有する者	総合政策課、上田地域振興局(2機関)

資料3	長野県本人確認情報保護審議会
	令和6年3月12日

# 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムの セキュリティ対策について

# 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策

- 市町村においても、県のセキュリティ対策と同様に、「自己点検」及び総務省が実施する「外部監査」が行われてきたところだが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、実地での「外部監査」が令和2年度まで未実施
- 感染症対策を踏まえた「外部監査」を実施するため、令和3年度から地方公共団体情報システム機構において、リモートによる「実機調査」「リモート監査」「リモートヒアリング」及び「オンラインセミナー」を実施

## 【令和5年度のセキュリティ対策の実施状況】

### 1 自己点検

総務省が定めたチェックリストの項目について1点から3点の3段階で自己点検を実施

対象	平均点	3点未満の主な理由
全市町村	2.99	管理規程類の不備、点検簿による確認の未実施

### 2 感染症対策を踏まえた監査等の実施

区分	監査人	対象	実施時期	内容
実機調査	総務省 及びJ-LIS	全市町村	R5.9	実機(住基ネットの利用端末等)の設定が適切なものになっているかをパッチプログラムにより確認
リモート監査		1市1村 (中野市、高山村)	R6.1~2	自己点検結果の内容をウェブ会議システムを活用し網羅的に監査
リモートヒアリング		25市町村 (大町市ほか)	R5.11 ~R6.2	リモート監査の監査項目を重点化し、電話でのヒアリングを実施
オンラインセミナー		全市町村	R6.3	市町村での内部監査の実施方法やセキュリティ対策に関するオンラインセミナーを実施(予定)

### 3 県の関り

各種監査において、点数が低いものや監査人から指摘を受けた事項について、フォローアップを実施

資料 4	長野県本人確認情報保護審議会
	令和6年3月12日

## 住民基本台帳法の改正に伴う県の対応について



# 住民基本台帳法の改正に伴う県の対応について

## 1 背景

- R1.5.31に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)」に基づき、改正住民基本台帳法がR6.5末までに施行予定
- 改正法の施行により、「住民票」を基に国内に住所を有する者の個人認証を行う「本人確認情報」に加え、「戸籍の附票」を基に国外転出者の個人認証を行う「附票本人確認情報」の運用が開始されるため、今後、関連する県条例の規定を改正予定

### 【改正住民基本台帳法のポイント】

	本人確認情報	附票本人確認情報
基となる台帳	住民票(法7条)	戸籍の附票(改正法17条)
記録事項	①氏名 ②住所 ③出生の年月日 ④男女の別 ⑤個人番号 ⑥住民票コード	①氏名 ②住所+ <u>国外転出者である旨</u> ③ <u>出生の年月日</u> ④ <u>男女の別</u> ⑤ <u>住民票コード</u>
国外転出後	削除される	削除されない
県による安全確保	○	○(改正法の施行後)
県審議会での所掌	○	○(改正法の施行後)

改正法により、「国外転出者である旨」「出生の年月日」「男女の別」「住民票コード」を記載事項に追加し、「本人確認情報」と同様に個人認証基盤とする。

- ▶ ○住民基本台帳ネットワーク上で、「附票本人確認情報」を個人認証の基盤として活用し、海外在住者の本人確認やマイナンバーカードの海外での継続利用を実現
- 改正住民基本台帳法では、「附票本人確認情報」の安全確保は都道府県の責務とされ、本人確認情報保護審議会の所掌事項となることから、これらを県条例に反映する。

## 2 県の対応について

○改正住民基本台帳法では、「附票本人確認情報」の取扱は「本人確認情報」に準ずるとされていることから、県条例の改正はその目的等に「附票本人確認情報」を追記することとする。

○また、現時点において「附票本人確認情報」の県事務利用は予定されていないことから、利用に関する事項は、今後、具体的な利用希望が出た際に本審議会において審議の上対応する。

○なお、本審議会の所掌事項については、県条例の改正に関するものの他、「本人確認情報」と同様に県における安全確保措置の実施状況の報告等を事務局から受けることとする。

県条例の改正の方向性	本審議会での所掌事項
<p>1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・条例の目的に「附票本人確認情報」を追記</li><li>・自己の本人確認情報の開示等の対象に「附票本人確認情報」を追記</li></ul> <p>2 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後、具体的な利用希望が出た際に本審議会にて審議の上改正(条例改正には、具体的な事務の内容を確定させることが必要)</li></ul>	<p>附票本人確認情報に関する次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①附票本人確認情報の保護に関する事項</li><li>②附票本人確認情報を県が利用する場合に制定する条例に関する事項</li><li>③附票本人確認情報の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取</li></ol>

【条例の改正時期】令和6年6月県議会を予定

# 住民基本台帳法（抄）※未施行の条文含む

（昭和42年法律第81号）

※第三十条の六第一項（本人確認情報）を第三十条の四十一第一項（附票本人確認情報）に読み替えることにより、「附票本人確認情報」に関する県の責務や審議会の所掌事項を規定

（本人確認情報の安全確保）

第三十条の二十四

都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十

都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定（次章を除く。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）※未施行（R6.5末までに施行予定）

第三十条の四十一

市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の消除を行つた場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

（附票本人確認情報の保護）※未施行（R6.5末までに施行予定）

第三十条の四十四の十二

前章第四節（第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第三十条の二十四第一項</u>	<u>第三十条の六第一項</u>	<u>第三十条の四十一第一項</u>
<u>第三十条の四十第一項</u>	<u>第三十条の六第一項</u>	<u>第三十条の四十一第一項</u>
<u>第三十条の四十第二項</u>	<u>この法律の規定（次章を除く。）</u>	<u>次章の規定</u>
	<u>第三十条の六第一項</u>	<u>第三十条の四十一第一項</u>

# 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例

※第1条及び第11条について、「附票本人確認情報」に係る事項を追記を想定

(平成14年7月11日条例第33号)

**第1条** この条例は、県の機関が保有する本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)の保護に関する県の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づく本人確認情報の処理及び利用等に関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

第2条 県は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等の本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正な利用等への対処に関する施策その他本人確認情報の保護に関して必要な施策を実施するものとする。

第3条 知事は、本人確認情報の保護に関し、本人確認情報の管理体制に係る事項、本人確認情報への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、本人確認情報が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は県の機関において本人確認情報が適正に利用され、若しくは提供されていないと認めるときは、地方公共団体情報システム機構及び市町村との連携と協力の下に、関係者からの報告の徴収、調査等本人確認情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、前項に規定する措置を講じたときは、長野県本人確認情報保護審議会に報告し、その審議を経て、その内容を公表するものとする。

第4条 法第30条の40第1項の規定による本人確認情報の保護に関する審議会として、長野県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第5条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者及び関係市町村等の職員のうちから知事が委嘱する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**第11条** 法第30条の32第1項の規定により自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、自己が当該請求に係る本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 法第30条の32第2項の規定による開示は、同条第1項の開示の請求を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

3 知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、同項の開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知するものとする。

4 法第30条の32第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める費用を負担するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法第30条の32の規定による本人確認情報の開示及び法第30条の35の規定による本人確認情報の訂正に関し必要な事項は、知事が定める。

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第13条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

# 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

(平成20年7月10日条例第32号)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の15第1項第2号及び第2項の規定により、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報(同条第3項の規定により知事が保存するものであって同項の規定による保存期間が経過していないものに限る。以下「知事保存本人確認情報」という。)の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の規定に基づく年金である給付を受ける権利を有する者又は当該給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) 長野県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年長野県条例第8号)の規定に基づく年金を支給される同条例第3条第1項に規定する心身障害者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (3) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第1項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の買収前の所有者若しくはその一般承継人、借受人若しくはその相続人又は隣接地等の所有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (4) 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。別表において「番号利用条例」という。)別表第1の右欄に掲げる事務のうち知事が行うもの

第3条 知事は、法第30条の15第2項の規定により、別表の左欄に掲げる執行機関(以下この条において「知事以外の執行機関」という。)から同表の右欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、次の各号のいずれかに掲げる方法により知事保存本人確認情報を提供するものとする。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法

(別表)(第3条関係)

左欄	右欄
1 教育委員会	高等学校等における修学が困難な者に貸与した奨学金等の返還に関する貸与を受けた者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
2 教育委員会	番号利用条例別表第1の右欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの
3 公安委員会	道路交通法(昭和35年法律第105号)による放置違反金等に関する同法第51条の4第4項の規定による命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項の規定による督促又は同条第14項の規定による徴収の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
4 監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)による住民監査請求を行った者の氏名又は住所の確認

## 長野県本人確認情報保護審議会の概要

### 1 所掌事項（法第30条の40、条例第3条第3項）

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

- (1) 法律によって審議会の権限に属せられた事項の調査審議  
… 住民票コードの利用制限違反に対する知事の中止命令に関する事項
- (2) 知事の諮問に応じた調査審議  
… 本人確認情報の保護に関する事項、本人確認情報を県が利用する場合に制定する条例に関する事項 等
- (3) 知事に対する建議
- (4) 本人確認情報の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取（条例）

### 2 組織（条例第5条～第7条、第8条第2項）

- (1) 定 数 7人以内（個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、関係市町村等の職員）
- (2) 任 期 2年
- (3) 会長等 会長1人（委員の互選）、会長代理1人（会長の指名）
- (4) 会の成立 過半数の出席

### 3 審 議（条例第8条第1項、第3項～第4項）

- (1) 議長は会長が務める。
- (2) 審議事項の議決は出席委員の過半数で決定。
- (3) 審議事項は原則公開。  
… ただし、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合は、非公開。公開の場合は傍聴を認める。

### 4 その他（条例第9条関係）

- (1) 委員の守秘義務